

# 福岡県公報

平成二十一年十月十九日  
第三千二十八号  
増刊 ②

## 目次

規則(第四十八号)

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を

改正する規則

訓令(第十九号)

(福祉総務課)

一

福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令

(総合政策課)

二

教育委員会

福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

(教育庁総務課)

三

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令(教育庁総務課)

三

## 規則

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十八号

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則(平成二年福岡県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「更生資金、福祉資金、修学資金、療養・介護等資金、災害援護資金、長期生活支援資金、要保護世帯向け長期生活支援資金、緊急小口資金及び自立支援対応資金

」を「次の表のとおり」に改め、同条に次の表を加える。

総合支援資金	生活支援費
	住宅入居費
福祉資金	一時生活再建費
	福祉費
教育支援資金	緊急小口資金
	教育支援費
不動産担保型生活資金	就学支度費
	不動産担保型生活資金
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	

第三条の表を次のように改める。

貸付対象世帯の名称	貸付対象世帯の範囲	貸付けを受けることができる資金
低所得世帯	資金の貸付けに併せて必要な支援を受けることにより自立生活できると認められる世帯であつて、独立生活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの	総合支援資金、福祉資金、教育支援資金
障害者世帯	次に掲げる者の属する世帯 ア 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳(知的障害児(者)の福祉の増進を図るため、児童相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者(現に障害者自立支援法によるサービスを利用してはいる等これと同程度と認められる者を含む。) ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第四十五条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(現に障害者自立支援法によるサービスを利用してはいる等これと同程度と認められる者を含む。)	福祉資金
高齢者世帯	六十五歳以上の高齢者の属する世帯	福祉資金、不動産

担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金

第五条中「(長期生活支援資金及び要保護世帯向け長期生活支援資金にあつては、貸付けを受けようとする者)」を削る。

第七条中「償還は」の下に「総合支援資金、福祉資金及び教育支援資金にあつては」を加える。

第八条中「据置期間経過後は」の下に「連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は」を加え、「年三パーセント(長期生活支援資金及び要保護世帯向け長期生活支援資金)を「年一・五パーセント(不動産担保型生活資金(第二条の表下欄に掲げる「不動産担保型生活資金」をいう。)及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金」に、「修学資金、療養・介護資金及び療養・介護等資金の貸付を受けて負傷若しくは疾病の療養をしている期間中又は介護等費の貸付期間中の生活を維持するのに必要な生活資金」を「緊急小口資金及び教育支援資金」に改める。

別表(第二条関係)

福祉資金	資金の種類		貸付金額の限度	据置期間	据置期間経過後の償還期間
	総合支援資金	生活支援費			
福祉費	住宅入居費 一時生活再 建費	二人以上の世帯である場合 二月以内 月額二十万円 単身世帯である場合 十二月以内 月額十五万円	最終の貸付けの日 から六月以内	二十年以内	二十年以内
五百八十万円	六十万円	四十万円	貸付けの日(生活支援費とあわせて貸付けている場合には、生活支援費の最終の貸付けの日)から六月以内	貸付けの日(分割による交付の場合)	

教育支援資金	教育支援費	緊急小口資金	貸付けの日から二月以内	二十年以内
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	月額三十万円	月額で、世帯の最低生活費等を勘案して保護の実施機関が定める額
			五十万円	契約の終了後三月以内

備考 不動産担保型生活資金(第一欄に掲げる「不動産担保型生活資金」をいう。)及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金については、貸付けを行う期間は、貸付金とその利子を合計した金額が現に居住している土地(要保護世帯向け不動産担保型生活資金にあつては現に居住している建物を含む。)の評価額に基づく貸付限度額に達するまでの期間とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の規定は、平成二十一年十月一日以降の申請に係る貸付資金について適用する。

訓令

福岡県訓令第十九号

本 庁  
出先機関

福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十一年十月十九日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令

福岡県地方行政連絡会議規程（昭和三十五年十月福岡県訓令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 会長は、別表第一に定める会員のほか、必要と認められる場合には、出先機関の内部組織（支所、分場等に限る。）の長及び教育庁の出先機関の長を会員とすることができる。

別表第一中「（第二条）」を「（第二条関係）」に改める。

別表第二中「（第三条）」を「（第三条関係）」に改め、同表朝倉地方行政連絡会議の項中「久留米保健福祉環境事務所」を「北筑後保健福祉環境事務所」に改め、同表八幡地方行政連絡会議の項中「遠賀保健福祉環境事務所」を「宗像・遠賀保健福祉環境事務所」に改め、飯塚地方行政連絡会議の項中「嘉穂保健福祉環境事務所」を「嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所」に改め、筑後地方行政連絡会議の項中「八女保健福祉環境事務所」を「南筑後保健福祉環境事務所」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

**教育委員会**

福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十月十九日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第十一号

福岡県教育委員会事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和四十二年福岡県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「重要な諮問」の下に「（福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号。以下「退職手当条例」という。）第十八条第二項の規定による人事委員会に対する諮問を含む。）」を加える。

第三条第一項第五号中「重要な諮問」の下に「（退職手当条例第十八条第二項の規定による人事委員会に対する諮問を含む。）」を加え、同項中第二十一号を第二十二号とし、第十一号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 退職手当条例第十四条第一項第三号若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分を行うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第五号

本 庁

出先機関

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十月十九日

福岡県教育委員会教育長 森 山 良 一

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務決裁規程（平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二十一項第十一号中「発令を行うこと」の下に「（教育委員会議決事項とされているもの及び第十四号に規定するものを除く。）」を加え、同項第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

14 退職手当条例第十三条第二項第二号又は第三項の規定に基づき、職員に係る一般の退職手当等の額の支払いを差し止める処分を行うこと。

教育長

別表八第十四項第二号中「発令を行うこと」の下に「(教育委員会議決事項とされているもの及び第五号に規定するものを除く。)」を加え、同項第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 退職手当条例第十三条第二項第二号又は第三項の規定に基づき、 教職員に係る一般の退職手当等の額の支払いを差し止める処分を行 うこと。	教育長
---	-----

別表十四教育事務所長の項第二項第十号中「退職手当に関する条例」の下に「(以下この項中「退職手当条例」という。)」を加え、「支給を行うこと」の下に「教育委員会議決事項とされているもの及び退職手当条例第十三条第二項第二号又は第三号の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払いを差し止める処分を行うこと」を除く。」「を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。